

令和 2 年 4 月 10 日
令和 2 年 5 月 1 日（郵送）

組合員各位
（外国人技能実習生受入れ企業）
（特定技能外国人受入れ企業）

協同組合広域情報センター
代表理事 播磨弘樹

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する今後の対応

【 第 2 回 】

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、4月7日（火）に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として緊急事態宣言を発令し、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、**兵庫県**及び福岡県の7都府県を対象地域としました。緊急事態措置の実施期間は、4月7日（火）～5月6日（水）の1ヶ月間です。

緊急事態宣言を受け、各知事には、緊急事態阻止を行う権限を付与され、「住民に対する外出自粛」「事業者に対する施設の使用制限、停止」などを法的根拠に基づき、要請することができるようになりました。

これにより5月6日（水）までの間、外国人技能実習機構や公財)国際人材協力機構は、業務の一部の縮小・停止が行われ、技能検定又は技能実習評価試験の試験実施機関から事務所の閉鎖や試験の延期が続々と発表されております。

また、監督官庁である外国人技能実習機構から感染拡大防止の為、5月6日（水）までの間、訪問指導及び監査の現地確認を出来るだけ取りやめ、電話、F a x 及びメールによる「他の適切な方法」での対応を取るように指示されるに至りました。

そこで、「他の適切な方法」についてお知らせすると共に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生及び特定技能外国人の在留諸申請の取扱いについて、裏面の通りでお知らせ致します。

前例のない状況であるため、何卒、ご理解、ご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

お問合せ先 (受付時間：9：30～17：30)

外国人就労者受入事業部

TEL：0797-26-7208 / FAX：0797-73-0817 / E-mail：intern@kouiki-info.or.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する今後の対応

令和2年5月1日現在

記

① 訪問指導及び監査における「他の適切な方法」について

1、技能実習の実施状況を実地に確認すること

- ・「監査実施概要(参考様式第4-7号)」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・「監理団体による監査のためのチェックリスト」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・その他の方法による(電話(携帯含む)、Fax、Line及びメール)

2、技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

- ・「監査実施概要(参考様式第4-7号)」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・「監理団体による監査のためのチェックリスト」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・その他の方法による(電話(携帯含む)、Fax、Line及びメール)

3、技能実習生の4分の1以上と面談すること

- ・「監査実施概要(参考様式第4-7号)」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・「監理団体による監査のためのチェックリスト」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・その他の方法による(電話(携帯含む)、WeChat、Facebook及びLine)

4、実習実施者の事業所の設備、帳簿書類等を閲覧すること

- ・「監査実施概要(参考様式第4-7号)」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・「監理団体による監査のためのチェックリスト」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・その他の方法による(電話(携帯含む)、Fax、Line及びメール)

5、技能実習生ごとに従事させた業務や指導の内容が記録された「技能実習日誌」を閲覧すること

- ・Fax、メール及び郵送された「技能実習日誌」を確認する

6、技能実習生の宿泊施設等の生活環境を確認すること

- ・「監査実施概要(参考様式第4-7号)」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・「監理団体による監査のためのチェックリスト」を使用して問題等の有無を聞き取り及び確認する
- ・その他の方法による(電話(携帯含む)、Fax、Line及びメール)

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生及び特定技能外国人の在留諸申請の取扱いについて

1、本国への帰国が困難な方

- ・「短期滞在(90日・就労不可)」又は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更が可能です
- ・「特定活動」は、従前の同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります
- ・帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

2、技能検定又は技能実習評価試験等の受験ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ・受験・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です
- ・従前の同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります
- ・「特定活動(4か月・就労可)」の在留資格変更許可を受けた後に、次段階の技能実習へ移行する場合には、次段階の技能実習期間は、「特定活動(4か月・就労可)」の在留期間を除いた残りの期間となります。

以上